

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十四項の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（案）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

改正案	現行
<p>薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令</p>	<p>薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令</p>
<p>（指定薬物）</p> <p>第一条 薬事法（以下「法」という。）第二条第十四項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一、二十三（略）</p> <p>二十四 一―（二・五―ジメトキシ―四―ニトロフェニル）プロパン―二―アミン及びその塩類</p> <p>二十五 二―（二・四・五―トリクロロ―三・六―ジメトキシフェニル）エタンアミン及びその塩類</p> <p>二十六 一―（二・四・六―トリメトキシフェニル）プロパン―二―アミン及びその塩類</p> <p>二十七、二十九</p> <p>三十 一―（RS・RSR）―三―「二―ヒドロキシ―四―（二―メチルノナン―二―イル）フェニル」シクロヘキササン―一―オール及びその塩類</p> <p>三十一 一―（二―ブチル―一―H―インドール―三―イル）（ナフタレン―一―イル）メタノン及びその塩類</p> <p>三十二 一―（四―フルオロフェニル）ピペラジン及びその塩類</p> <p>三十三 一―（四―フルオロフェニル）プロパン―二―アミン及びその塩類</p> <p>三十四 一―（二―フルオロフェニル）―N―メチルプロパン―二―アミン及びその塩類</p> <p>三十五 一―（四―フルオロフェニル）―N―メチルプロパン―二―ア</p>	<p>（指定薬物）</p> <p>第一条 薬事法（以下「法」という。）第二条第十四項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一、二十三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十四 一―（二・四・六―トリメトキシフェニル）プロパン―二―アミン及びその塩類</p> <p>二十五、二十七</p> <p>二十八 一―（RS・RSR）―三―「二―ヒドロキシ―四―（二―メチルノナン―二―イル）フェニル」シクロヘキササン―一―オール及びその塩類</p> <p>（新設）</p> <p>二十九 一―（四―フルオロフェニル）ピペラジン及びその塩類</p> <p>三十 一―（四―フルオロフェニル）プロパン―二―アミン及びその塩類</p> <p>（新設）</p> <p>三十一 一―（四―フルオロフェニル）―N―メチルプロパン―二―ア</p>

ミン及びその塩類

三十六〜四十五

四十六 一―(四―メトキシフェニル)ピペラジン及びその塩類

四十七 二―(二―メトキシフェニル)――(二―ペンチル―H―

インドール―三―イル)エタノン及びその塩類

四十八〜五十一

(医療等の用途)

第二条 (略)

ミン及びその塩類

三十二〜四十一

四十二 一―(四―メトキシフェニル)ピペラジン及びその塩類

(新設)

四十三〜四十六

(医療等の用途)

第二条 (略)